

2 多様な結婚の形態と子育て支援—オランダ、フランス、スウェーデンの例から

上で見たような、特に欧州主要国における出生率の変化の背景には何があるのだろうか。近年出生率が回復している国としてオランダ、フランス、スウェーデンを取り上げ、これらの国での同棲や婚外子なども含めた結婚の形態及び子育てを取り巻く状況や、国として取り組まれている施策などを簡単に見ていこう。

(1) オランダ

オランダの婚姻率は、1993年の5.8から2001年に5.1に低下している（前掲第1－補2－1図）。我が国の婚姻率よりも低く、かつより大きく低下しているにもかかわらず、95年頃にいったんは1.53にまで低下した合計特殊出生率が2003年には1.75まで回復しており、この背景には法律婚以外の形での結婚による出生の増加がある（内閣府「少子化社会白書」（2004年版））。

(法律婚ではなく「登録パートナー制度」で)

後述するフランス、スウェーデンと同様に、オランダでも法律婚によらない新しい関係が認められている。同棲又は事実婚をしている女性の割合はほかの欧州の国々と比べて特段高いものではない（前掲第1－補2－2表）。しかし、オランダでは、法律婚をしないカップルのために「登録パートナー制度」という仕組みを1998年に導入している。法律の条文には「男女」の文字がなく、同性同士がパートナーシップを結ぶことも想定した制度で、2000年には養子を得ることも認められるようになるなど、オランダは、パートナーと暮らしていくことにおいて、特に法律婚にこだわる必要がない社会となっており、これが婚姻率を下げていると言える。他方、こうした制度により、逆に法律婚の夫婦が離婚を考えた時に、登録パートナーとして登録し直して関係を緩やかなものに改めるといった動きもあり、この結果、登録パートナーともならない、完全な離婚の件数が2001年の3万7千件から2003年には3万2千件に減少するといった効果も生じている（“Eurostat Statistics in Focus: Theme 3”）。

(パートタイムとフルタイムの労働処遇の均等化)

オランダの合計特殊出生率の改善には、ワークシェアリングによるパートタイム労働²の増加も影響を与えていると思われる。

オランダは、80年代前半まで低成長・高失業に苦しみ、「オランダ病」と言われたが、82年に政府・労働組合・企業の三者が「ワッセナー合意」を締結し、これを受けてフルタイム労働者の週当たりの労働時間の短縮が行われた。さらに、93年には労働法が改正され、フルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金・年金などの格差の撤廃が義務付けられた。これらの政策を通じて、パートタイムでの働き方についての制度的基盤が整い、労働時間を自分で選ぶことができるパートタイム労働を希望する人が増加したと考えられる³。

2 正社員のうち週労働時間が35時間未満の労働者。日本における「パートタイム労働」に近いものは、オランダにおいては、有期で月、週、日単位で働く「フレキシブル労働」である。

3 第2章第2節 コラム「オランダにおけるワーク・シェアリング」参照。

(パートタイム労働は子育てのしやすさにもつながる)

賃金の上昇が抑えられた中で世帯所得を安定させるためには、夫婦ともに働くことが一つの選択肢となる。ただし、オランダでは二人で2.0人分働くよりも、パートタイム労働を活用して二人で1.5人分働くという考え方が広がっているようである。男女の役割分担を見直し、ワークシェアによって労働時間を抑制すると同時に家事労働も夫婦で分担しようとするもので、余った0.5人分の時間で夫婦が共に余暇、子育てなどを楽しむという生き方を選ぶというものである。厚生労働省「世界の厚生労働」(2004年)によれば、6歳以下の子どもがいるカップルのうち、父親・母親が共に就労している割合は、オランダでは59.6%と、フランス、イタリア、ドイツに比べて高い。こうした雇用政策によって、女性が出産や子育てで退職してしまうのではなく、正規雇用のパートタイム労働を続け、働きながら出産や子育てを行うことが容易となっている。

ワークシェアリングは、適用できる職種が限られるなど、決して万能ではない。しかし、ワークシェアリングは、労働する、子育てを楽しむ、介護する、余暇を楽しむといった様々な生活の側面を比較的自由に組み合わせることを可能にしていると考えられる。

(子育てインフラの不足を補う手厚い支援)

オランダの18歳未満の子どもを持つ家庭は、児童手当を受け取るか、税制上の優遇措置を受けるかどうかを選択することができる(付表1-補2)。

児童手当は、所得で制限されたり、国籍で差別されることなく、子どもが18歳になるまで支給される。3ヶ月分を単位として支給されるが、その金額はそれぞれ子どもの年齢に応じて変化し、0~6歳未満では176.62ユーロ、6~12歳未満では214.46ユーロ、12~18歳未満では252.31ユーロとなっている。一方、児童手当を受けない世帯では、親の年収、年齢、扶養する子どもの人数に応じて税制上の控除が細かく受けられ、所得の少ない世帯ほど手厚い控除が受けられる仕組み⁴となっている。

次に、子育てに関する休暇について見てみよう。就労している女性には、産前4~6週間の出産休暇を取得する権利があり、その間は100%の所得補償がなされる。産後には10~12週間の休暇を取得する権利もあり、対象者のほぼ100%がこれを取得している。加えて、夫は「父親休暇」として2日間の有給休暇を取得できる。また育児休暇は、同じ使用者の下で1年以上働いている人の場合、子どもが8歳になるまで6カ月間取得できるが、賃金は特別の定めがない限り無給である。しかし、法定最低賃金の70%以上を支給するという労使協定を締結するところも出てきている。公的部門の労働者の場合には、賃金の75%まで支給されている。

保育サービスについては、オランダでは、子どもを平日すべて保育所に預けることはまれで、ほとんどの親がパートタイム労働を選択して、週に何日か時間単位で利用するのが一般的である。90年代から、雇用者が保育費用を負担する規定を盛り込んだ労使協定が増加している。こうした施設保育に加えて、保育ママ⁵も利用されている。

4 世帯のうちで最も所得のある人の年収に基づいている。

5 0~12歳の児童を自宅か児童の自宅で預かる。保育所と同じように市町村の規則に従わなくてはならない。